

熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第20回）

日 時：令和3年1月11日（月）11：00～

場 所：審議会室

次 第

1 開 会

2 本部長訓示

3 議 事

（1）感染者の発生状況について

資料1

（2）県民・事業者への要請、感染症対策について

資料2

（3）事業者への要請に伴う協力金の支給について

資料3

（4）GoToキャンペーン事業への対応について

資料4

（5）その他

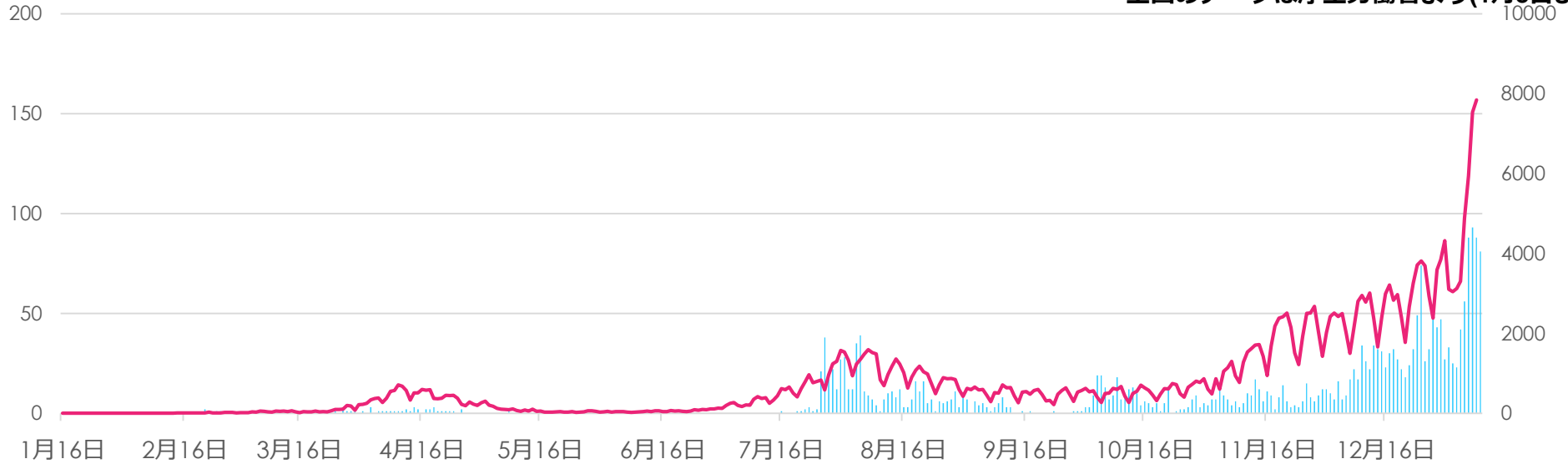
全国と熊本県の陽性確認状況

本県の1月9日までのデータによる

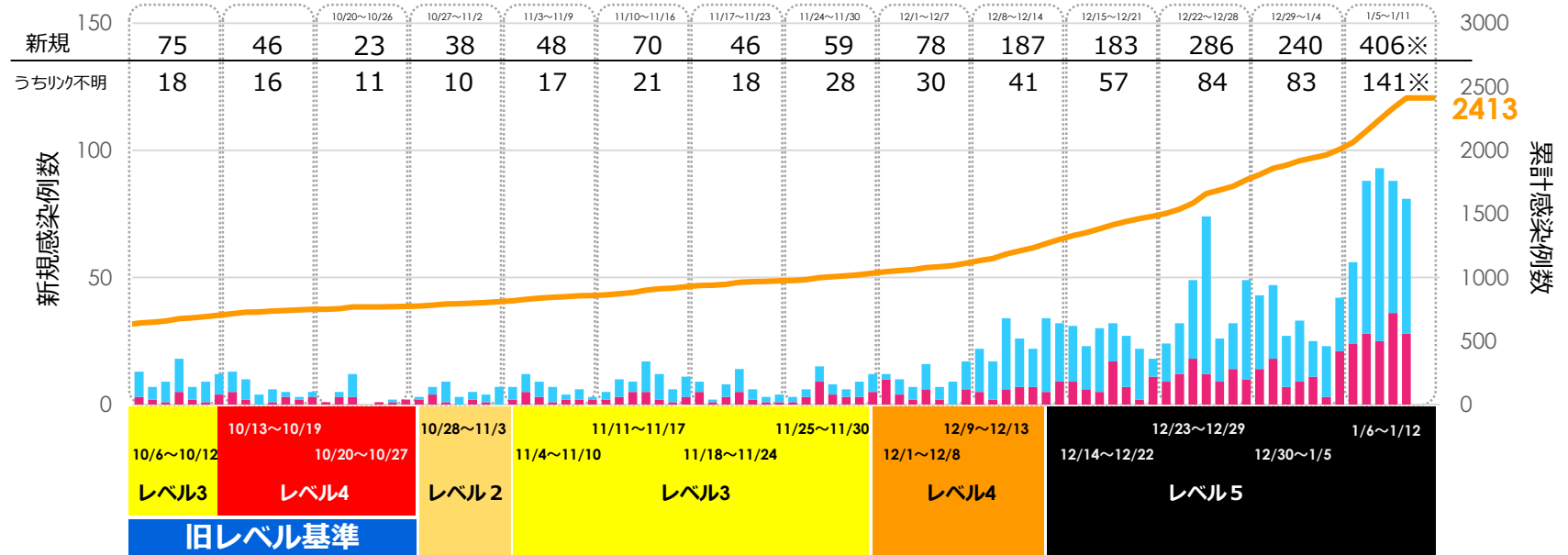
全国のデータは厚生労働省より(1月8日まで)

熊本県陽性例数
(棒)

全国陽性数
(折れ線)



県内の陽性確認状況とリスクレベル

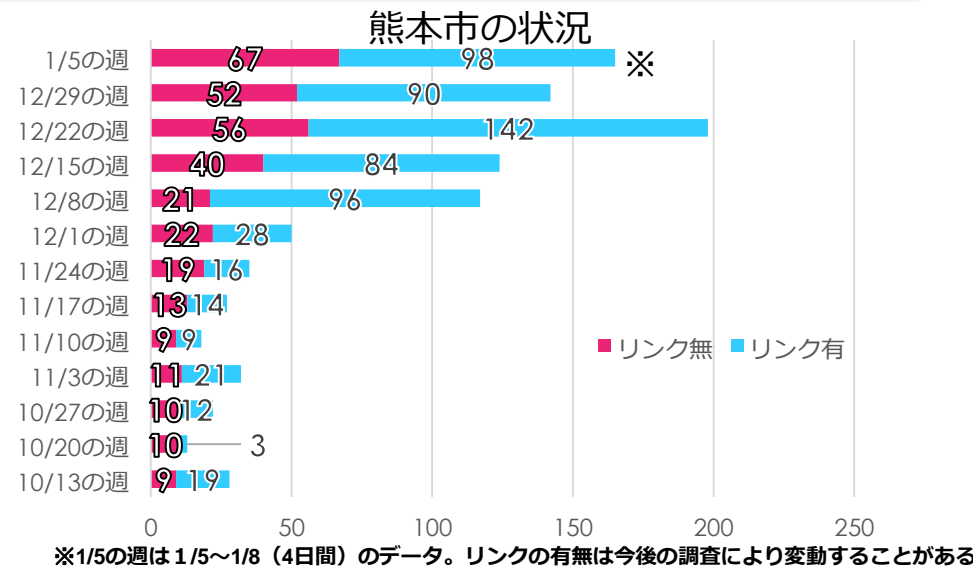
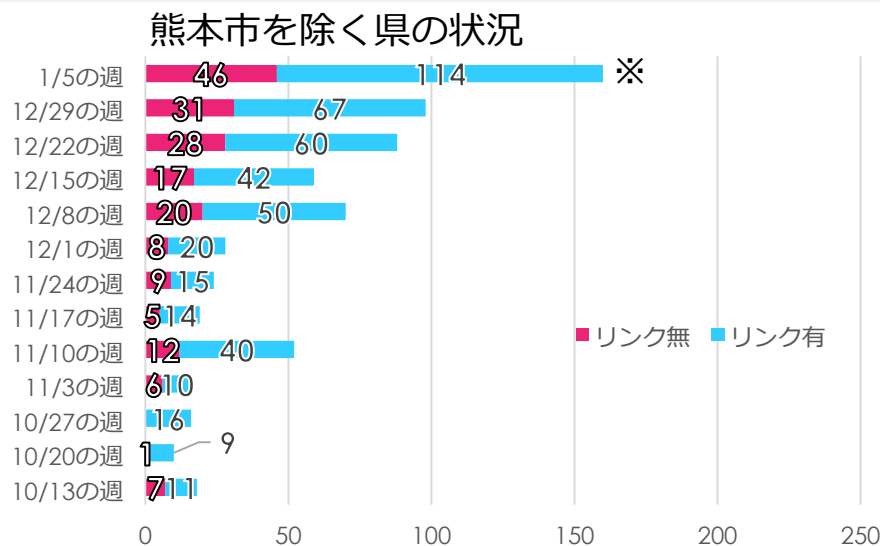


資料 1

※1月5日~1月9日(5日間)のデータ。リンクの有無は今後の調査により変動することがある

リンク無し陽性者の確認状況

本県の1月8日までのデータによる



県内の6指標の状況

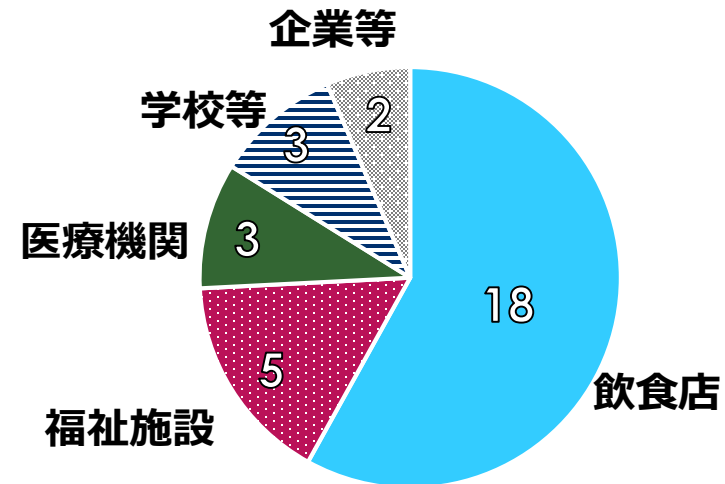
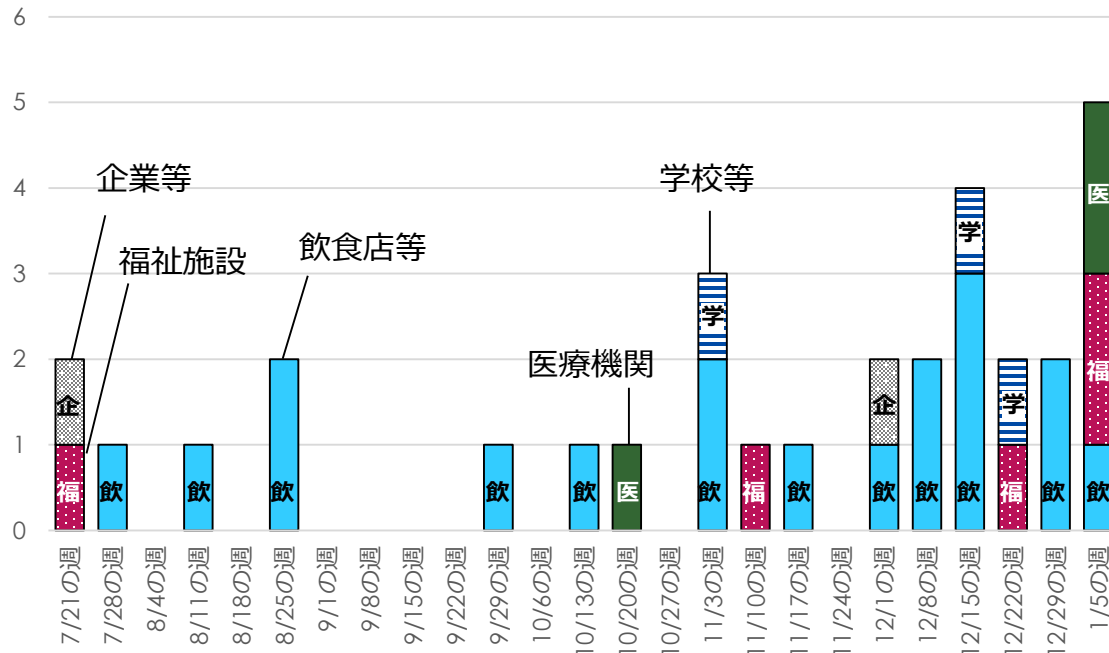
本県の1月10日までのデータによる

	医療提供等の負荷 (判断日の状況)		監視体制	感染の状況 (直近1週間の状況)			
	①病床のひっ迫具合		③PCR陽性率※ (一週間平均値)	④直近1週間の陽性者数 (熊本県人口で換算)	⑤前週との比較	⑥感染経路不明割合	
	病床全体	うち重症者用					
ステージ4	50%	50%	437人	10%	437人	先週より増	50%
ステージ3	25%	25%	262人	10%	262人	先週より増	50%
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階						
ステージ1	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階						
1月10日	58.6%	28.8%	611人	12.8%※	524人	+277	148人(35.7%)※
1月4日	47.6%	16.9%	355人	7.4%	240人	▲46	83人(34.6%)
12月28日	39.0%	8.5%	308人	7.7%	286人	+103	87人(30.4%)
12月21日	41.2%	10.2%	262人	6.9%	183人	▲4	57人(31.1%)
12月14日	32.5%	13.6%	188人	10.6%	187人	+109	41人(21.9%)
12月7日	18.3%	11.9%	104人	8.0%	78人	+19	30人(38.5%)

※PCR陽性率は1月9日までのデータ、感染経路不明割合は1月2日~1月8日のデータ(陽性者数415人)より算出。数値は精査により変動する可能性がある

県内のクラスターの発生件数

グラフは本県の1月9日までのデータによる



※会食クラスター2件は飲食店に含む

保健所毎の状況（1月9日まで）

保健所名	クラスター数	保健所名	クラスター数
熊本市保健所	21	宇城保健所	2
有明保健所	2	八代保健所	1
山鹿保健所	2	水俣保健所	0
菊池保健所	0	人吉保健所	0
阿蘇保健所	1	天草保健所	0
御船保健所	2	計	31

保健所名	陽性者数	保健所名	陽性者数
熊本市保健所	1366	宇城保健所	96
有明保健所	264	八代保健所	146
山鹿保健所	105	水俣保健所	58
菊池保健所	183	人吉保健所	11
阿蘇保健所	67	天草保健所	24
御船保健所	93	計	2413

高齢者施設におけるクラスターの状況

■ 施設名 特別養護老人ホーム 桜の丘

■ 住所 上益城郡甲佐町西寒野1161

■ 運営主体 社会福祉法人 綾友会

■ 検査の実施状況（1月10日16:00時点）

検査件数中181件中、陽性者28人（入所者17人、職員等11人）

区分	検査済み	検査結果	
		陽性	陰性
入所者	73	17	56
職員等	108	11	97
計	181	28	153

■ 施設名 特別養護老人ホーム あいさと

■ 住所 山鹿市鹿央町合里1039番地

■ 運営主体 社会福祉法人 慶承会

■ 検査の実施状況（1月10日16:00時点）

検査件数中106件中、陽性者38人（入所者19人、職員等19人）

区分	検査済み	検査結果	
		陽性	陰性
入所者	53	19	34
職員等	53	19	34
計	106	38	68

感染が流行している県外への移動について【1月11日発表】

- 人口10万人当たりの週陽性者数が15人以上の都道府県への不要不急の移動は自粛して下さい。やむを得ない場合は感染防止対策を徹底し、三密を確実に避けるよう要請します。
- また、人口10万人当たりの週陽性者数が15人以上の都道府県に在住する親戚等に、年末年始は帰省を控えるよう呼び掛けていただきますようお願いいたします。
その他の地域の方々にも、帰省の際は、時期を分散し、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

発症率順	都道府県名	1/3～1/9の算定陽性者数	10万人当たり陽性者数
1	東京都	11,676	83.9
2	神奈川県	4,502	48.9
3	栃木県	802	41.5
4	大阪府	3,401	38.6
5	宮崎県	414	38.6
6	千葉県	2,372	37.9
7	埼玉県	2,681	36.5
8	福岡県	1,818	35.6
9	岐阜県	589	29.6
10	沖縄県	405	27.9
11	京都府	715	27.7
12	熊本県	471	26.9
13	愛知県	1,968	26.1
14	兵庫県	1,363	24.9
15	群馬県	417	21.5
16	滋賀県	299	21.1
17	広島県	571	20.4
18	茨城県	548	19.2
19	岡山県	362	19.2
20	奈良県	234	17.6
21	北海道	912	17.4
22	長野県	324	15.8
23	山梨県	108	13.3
24	佐賀県	105	12.9

発症率順	都道府県名	1/3～1/9の算定陽性者数	10万人当たり陽性者数
25	宮城県	289	12.5
26	静岡県	443	12.2
27	富山県	124	11.9
28	和歌山県	108	11.7
29	長崎県	152	11.5
30	愛媛県	153	11.4
31	福島県	210	11.4
32	香川県	106	11.1
33	鹿児島県	173	10.8
34	石川県	111	9.8
35	大分県	110	9.7
36	三重県	160	9.0
37	鳥取県	43	7.7
38	高知県	49	7.0
39	山口県	93	6.8
40	青森県	63	5.1
41	福井県	38	4.9
42	新潟県	85	3.8
43	徳島県	27	3.7
44	山形県	31	2.9
45	秋田県	24	2.5
46	岩手県	28	2.3
47	島根県	11	1.6
	合計	39,688	

※本県及び福岡県以外の陽性者数は厚生労働省が1月11日8時30分までに公表したデータから本県で算定・集計。(各自治体の時点公表数等と異なる場合あり)。

人口は「人口推計(2019年(令和元年)10月1日現在)」(総務省統計局)を使用。

県民及び事業者への要請について

県内の感染状況

- ・秋以降、熊本市中心市街地の飲食店に関連した、持続的な感染が継続している。また、家族や友人等との会食による感染、県外からの帰省に伴う感染、高齢者施設や医療機関におけるクラスターの発生など、様々な場面において感染が確認され、年明け以降、県全体で大きく感染が拡大している状況。
- ・1月10日時点で、直近1週間の新規感染者数が、国分科会が示すステージ4の指標である「人口10万人当たりの新規感染者数25人」を超過する状況(1月10日時点の直近1週間で524人＝人口10万人当たり30.0人)。
- ・病床使用率は県全体で58.6%となり、集中対策期間開始前の16.8%から大幅に上昇。特に熊本市においては90.6%と逼迫している。

集中対策期間の評価

- ・12月30日の時短営業要請後、熊本市中心部の人流は減少。
- ・国分科会は、飲食店を原因とした感染が家庭内感染や医療機関に波及すると指摘している。熊本市中心部飲食店に関連する感染は減少しているが、再増加も見込まれる水準で、県全体の家庭内感染や医療機関等への感染に波及する可能性がある。
- ・病床使用率は一貫して上昇傾向が続いており、今後も感染拡大が継続した場合、医療崩壊を招く恐れがある。

対策による一定程度の効果は発現しているものの、現時点では感染を抑え込むまでには至っておらず、医療体制が逼迫していることを踏まえると、対策を緩和できる状況にはない。

国の動き等

- ・東京都等では、約1ヵ月間に渡って営業時間短縮要請を実施してきたが感染が継続して拡大。1月7日に首都圏の1都3県に緊急事態宣言が発出。
- ・国分科会は、緊急事態宣言下を実施すべき対策として、「飲食の場を中心に感染リスクが高い場면을回避する対策(営業時間短縮の時間前倒しなど)」に取り組むべきと提言。また、「感染しても症状が軽い又は無いことも多く、気が付かずに家庭や高齢者施設にも感染を広げ、結果として重症者や死亡者が増加する主な要因の一つとなっている。」と分析している。

感染リスクの高い飲食の場における対策を徹底することが、家庭内感染や高齢者施設でのクラスターの発生を防止することにもつながり、ひいては医療体制の負荷を軽減することにもつながる。

感染者減少への基本戦略



- ・「集中対策期間」を延長し、引き続き、熊本市中心部歓楽街の感染拡大を強力に抑え込む。延長期間は、12月30日(水)からの営業時間短縮営業等の効果を見極めるため、1月24日(日)までの2週間とする。
- ・首都圏に緊急事態宣言が発出されるなど、全国的にも感染拡大傾向が継続していることに加え、県外関係の感染が増加していることを踏まえ、県境を越える移動に関する対策を強化する。

事業者及び県民への要請 集中対策を延長するとともに、一部の対策を強化し、1月24日(日)まで下記の措置を要請

飲食店への要請

- ・感染が拡大している熊本市中心部の午後10時以降も酒類を提供する飲食店等の**営業時間の短縮（午後10時までに閉店すること）**を要請
- ・改めて、県のチェックリスト等を用いた感染防止対策の徹底を要請
- ・熊本市中心市街地飲食店緊急PCR検査を受けることを要請

県民への要請

【原則】冬季はさらに感染拡大が起こる可能性が高い。大切な人を守るため、常に感染対策を意識した行動の徹底を！

基本的考え方

- ・事業所内、家庭内にウイルスを持ち込まないためにも、3つの対策の徹底と「三つの密」の回避を要請。
➡いつでもマスク、こまめな手洗い、有症時はすぐに受診
- ・特に高齢者施設や医療施設の管理者は、従業員や出入り業者を含めた関係者の対策確認によりクラスター防止を！

移動

- ・不要不急の県境を越える移動は、**極力控えていただくよう要請**。特に「三つの密」のある場及び感染が流行している県外（**緊急事態宣言対象地域を含む**）への不要不急の移動は自粛を要請。
- ・緊急事態宣言対象地域を含む感染が流行している県外から本県への移動は控えていただくよう、家族や友人の方へ呼び掛けを要請。

外出

- ・熊本市中心部の時短要請対象地域への午後10時以降の不要不急の外出自粛を要請。
- ・高齢者等とその同居家族の方は、**不要不急の外出を避け、人との接触を控えてください**。
- ・発熱等の症状がある場合は外出せず、すぐにかかりつけ医等に電話し、受診を要請。（特に高齢者の方に徹底を要請）

飲食店の利用・会食等

- ・5人以上の会食（**宅飲みを含む**）の自粛を要請。
（会食は、子ども、介助者等を除き4人以下の単位としてください。ただし同居家族のみの場合はこの限りではありません）
また、普段顔を合わせていない方との会食は、極力控えるよう要請。
- ・熊本市中心部の歓楽街において、夜遅い時間までの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えるよう要請。
- ・ステッカーを掲示していないなど、感染防止対策が講じられていないホストクラブやキャバクラ等の接待を伴う飲食店の利用自粛を要請。
- ・「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を実践し、安全な会食の工夫を要請。

営業時間短縮の要請について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項の規定に基づき、下記のとおり施設の営業時間短縮について、協力を要請します。

記

1 区域

別紙のとおり

2 期間

令和3年1月12日（火）午後10時から令和3年1月25日（月）午前5時まで

3 要請内容

酒類を提供する飲食店等を午後10時以降も営業する施設の管理者に対し、午後10時から翌日午前5時までの間の営業を行わないよう要請します。

4 対象施設

施設の種類	施設の例
午後10時以降も酒類を提供する飲食店及び接待を伴う飲食店（食品衛生法第52条の規定により許可を受けたもの）	キャバクラ、ホストクラブ、バー、クラブ、居酒屋、酒類を提供する一般的な飲食店、酒類を提供するカラオケ店など

営業時間短縮の要請を行う区域

熊本市中央区の下記の場所とする。

安政町、下通1丁目、下通2丁目、花畑町、桜町、手取本町、上通町、上林町、城東町、新市街、水道町、草葉町、中央街、南坪井町、南千反畑町、辛島町1番～7番、井川淵町1番～2番



新型コロナウイルス感染症対策について

対策の基本方針

- I 有症状者や感染が疑われる者に対する診療や検査を、積極的かつ迅速に実施できる体制を整備。
- II クラスターの未然防止や早期収束に対応できる体制を整備。
- III ハイリスク者の入院等に確実に対応できる万全な医療提供体制を整備。

① 高齢者施設における対策

- 高齢者施設に対し、職員や入所者の健康管理など基本的な感染防止対策を徹底するよう改めて周知するとともに、チェックリストによる自己点検など、各施設における自主的な対策の実践を支援。
- 県内の高齢者施設で初めて発生したクラスターへの対応で得られた知見等に基づく感染防止対策に関する研修（防護服の適切な着脱やゾーニングの考え方等）の動画を配信。
- 希望する高齢者施設等を対象に専門家によるオンラインでの研修を実施し、各施設の状況に応じた感染防止対策を支援。

② 飲食店における対策

- 熊本市と連携し、熊本市中心部の飲食店を直接訪問のうえ、「出張PCR検査」(※)の受検を勧奨するとともに、時間短縮営業の実施状況を確認。
- (※)検査実績：1月9日時点 105店舗、427名

③ 医療提供体制

- 入院患者受入病床を新たに13床確保し、合計で433床の体制を確保。更なる確保に向け、引き続き医療機関と調整。
- 2棟の宿泊療養施設において軽症者や無症状者の受入れを進めるとともに、3棟目(90室)を1月中に開設。
- 入院患者受入医療機関に対する看護師派遣や、退院基準を満たした患者の受入れを行う「後方支援医療機関」の確保に向け医療機関と調整。
- 県調整本部における広域的な入院・転院調整により、高齢者等の入院患者の受け入れに確実に対応。

宿泊施設を活用した療養環境の整備 【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額 9 億円 (-)

軽症者等の宿泊療養事業[薬務衛生課]
軽症者等療養支援体制整備事業[健康づくり推進課]

- 感染者の増加に伴い、宿泊療養施設における療養者が増加
- 現在の療養者受入可能室数（約140室）では、今後、感染者が急増した場合に受入れが困難となる可能性
- 更なる感染者の増加に備え、宿泊療養施設を確保し（受入可能室数約400室分の増）、医療体制の維持を図る

<現状・課題>

【現状】

- ・施設借上数 2施設
- ・受入可能室数 約140室

【課題】

12月以降、感染者が急増しており、宿泊療養施設の入所者数も大きく増加

・施設入所者数

12月5日現在21名

→ 1月5日現在65名

※1カ月で約3倍に増加

**感染者の急増に備え、軽症者等の
宿泊療養施設の確保が必要**

**新たに受入可能室数を
約400室分確保
(合計受入可能室数 約540室)**

感染者が急増した状況でも軽症者等の受入れが可能となり、医療機関の入院病床の確保、医療提供体制の維持につながる

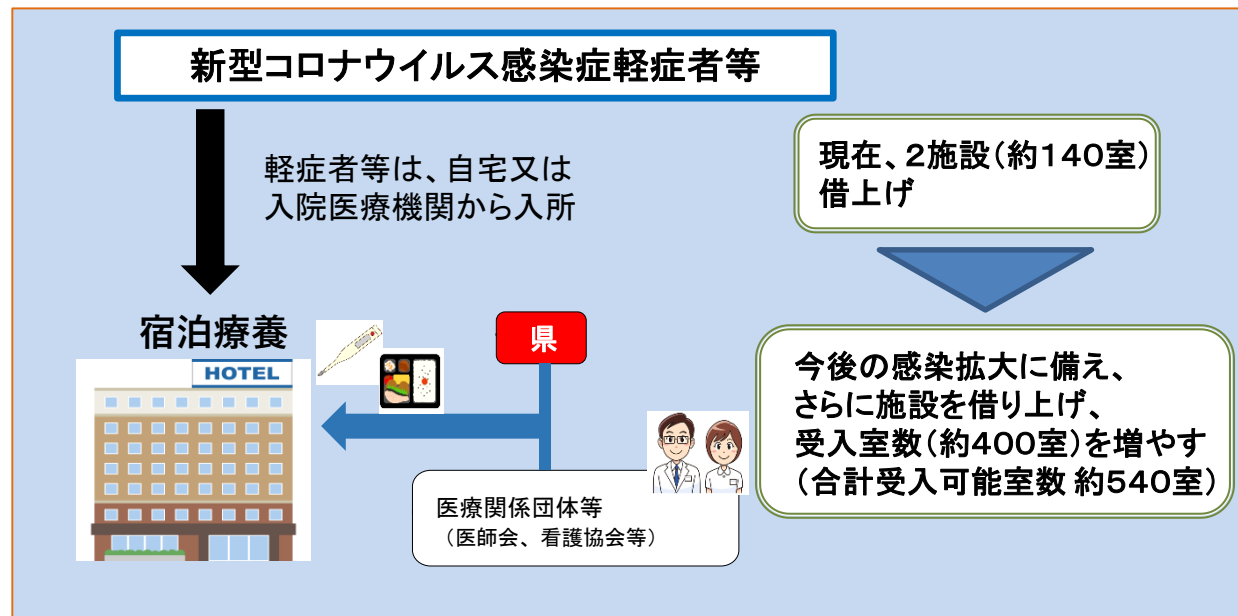
<目的・概要>

- 事業内容： (1) 宿泊施設の借上げ
(2) 宿泊療養中の患者に対する医師や看護師と連携した健康管理及び生活支援
(防護具、衛生用品等購入、医師・看護師派遣、廃棄物処理委託 等)

事業費： 9億円 ((1) 3.5億円 (2) 5.5億円)

コロナ包括交付金

<イメージ図>



新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備 【新型コロナウイルス感染症への対応】

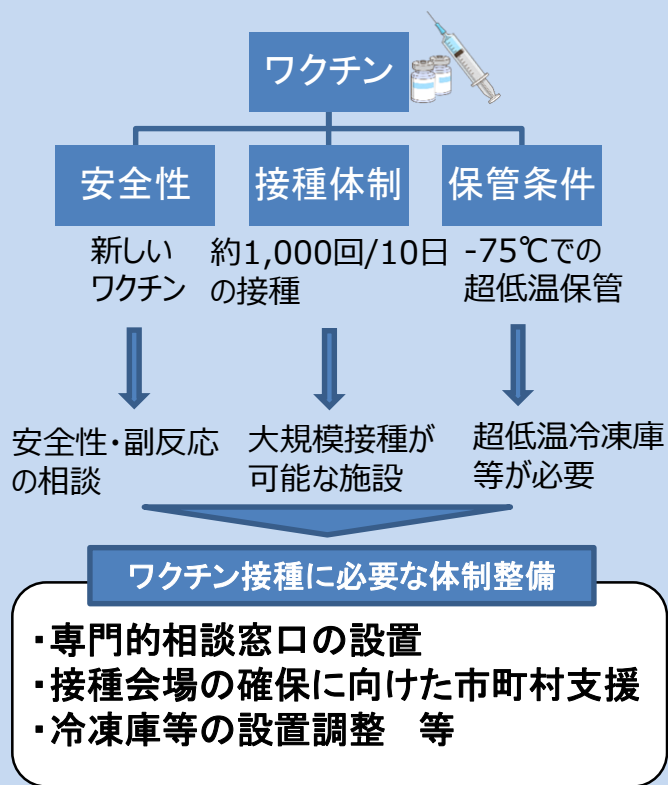
新

予算額19百万円（－）
新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業〔健康危機管理課〕

- 新型コロナウイルスワクチンについて、国は2月下旬から、まずは医療従事者向けの接種を開始できるよう準備を進めるとしている
- 日本で接種が見込まれているワクチンの中には、特殊な保管・接種体制が必要なものがある
- このため、今後ワクチン接種が始まった際に、県民への接種を円滑に実施できるよう早期に必要な体制整備を図る

<現状・課題>

・日本で接種が見込まれているワクチンには、その特性から以下の課題がある。



<目的・概要>

県民へのワクチン接種が円滑に実施できるよう、安全性、副反応等の専門的な相談に対応する相談窓口を設置するとともに、接種会場確保に向けた市町村支援、超低温冷蔵庫の設置調整等を実施

* 相談窓口(コールセンター)設置、市町村向け説明会開催、保冷グローブ等購入 他

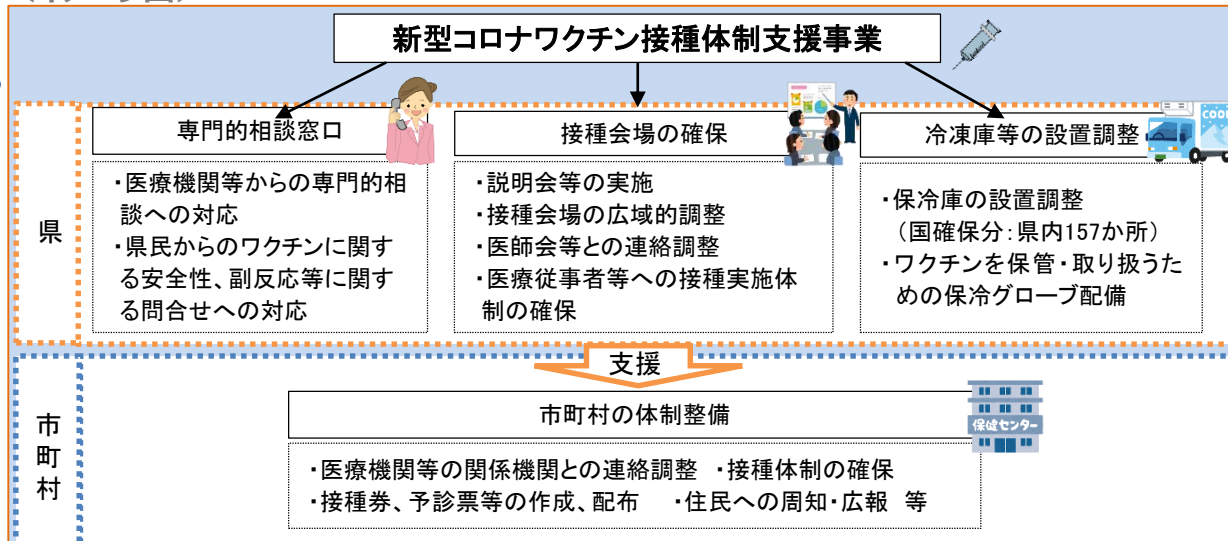
- 事業費：19百万円
- 負担割合：国10/10
- 事業主体：県
- 事業期間：令和2年度

新型コロナウイルスワクチン
接種体制確保事業費国庫補助金

債務負担行為の設定

事項	期間	限度額
相談窓口設置 (コールセンター)	令和3年度	20百万円

<イメージ図>



営業時間短縮要請に伴う事業者支援

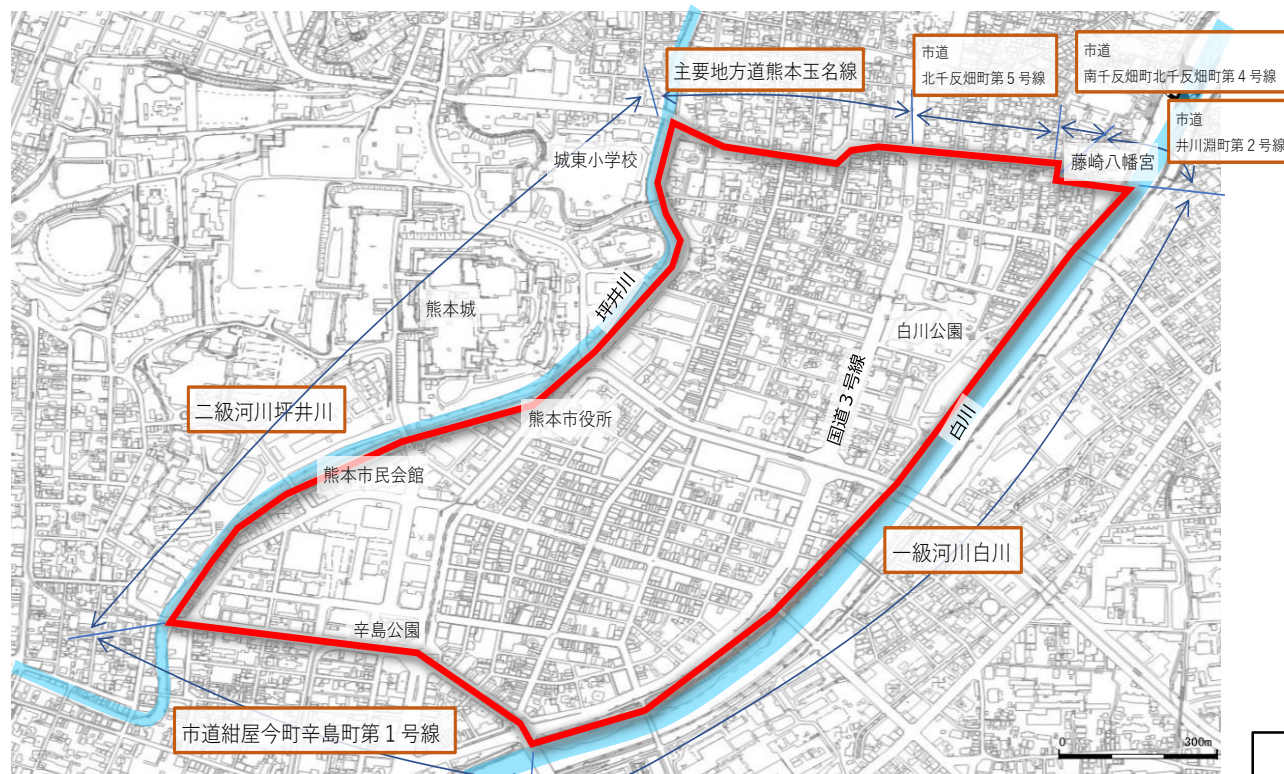
【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額18億84百万円（一）
営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、熊本市中心部の酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮の要請を**1月24日(日)まで延長**
- 営業時間短縮の要請に1月12日(火)から24日(日)まで**全面的に応じた者に対して、原則52万円の協力金を支給**
※遅くとも1月15日から営業時間の短縮を開始し、1月24日まで行った事業者が対象。その場合、4万円に1月14日までの午後10時を超えて営業した日数を乗じた額を差し引く。

<要請の概要>

- 1 内容：
営業時間を午後10時までに短縮すること
- 2 対象者：
酒類を提供する飲食店、接待を伴う飲食店を午後10時以降も営業する者
(キャバクラ、ホストクラブなど接待を伴う飲食店やバー、居酒屋に加え、酒類を提供する一般的な飲食店やカラオケ店)
- 3 区域：右図のとおり
- 4 期間：
1月12日(火)～1月24日(日)(13日間)



※要請期間の延長に伴い増額補正(12月29日専決分18億94百万円 合計37億78百万円)
※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市と連携して事業を実施(負担割合：国8/10、県1/10、臨時交付金、市1/10)

緊急事態宣言再発令・集中対策期間延長に伴う
G o T o キャンペーン対応

R3.1.11 観光戦略部

1 G o T o トラベル（観光庁所管）

【国による、全国一時停止期間（12月28日～1月11日）の
2月7日までの延長】

2 G o T o イート（農林水産省所管）

現在要請中の以下①～③の対応について、県の営業時間短縮要
請期間に合わせた期間延長を国に要請

- ①食事券の新規予約・発行の一時停止
- ②食事券・ポイントの利用における人数制限（4人以下の単位）
※1
- ③時短要請対象店の短縮時間中（22時～5時）における食事券・
ポイントの利用制限 ※2

※1 子ども、介助者等を除く。また、同居家族のみの場合はこの限り
でない。

※2 テイクアウト、デリバリーは利用可。

3 その他

- ・ G o T o イベント（経済産業省所管）
【国による、集客を伴うイベントの割引チケット新規発売停
止の延長】
- ・ G o T o 商店街（中小企業庁所管）
【国による、集客を伴うイベントの中止・延期】